

誰れも書かない長良川河口堰

一九九〇年十二月二十五日の閣議後の長良川河口堰に対する北川環境庁長官の発言に、綿貫建設相、佐藤国土庁長官が、余計な口出しをするな」と反論、「口出し不要」建設相不快感（一九九〇年十二月二十八日付朝日）の記事が出ていた。前環境庁長官の発言は前建設相に比べて、まさに「良薬は口に苦し」忠言は身に逆う」の諺の通りである。「口出し不要」と戦前の憲兵のようなことを言うのなら、河口堰が完成したら一滴の水も不要なのに、八〇〇億円もの建設費を買担せねばならない国民の一人として、大いに建設省に口出しをする。建設相は、あれだけの悪業を行った熊谷組に対して監督官庁の最高責任者として不快感を示すべきで、環境庁長官に対して示すのはお門違いではないか。熊谷組の免許を取消したら困るのは建設省だろう。北川長官「河口堰は、沿水上の危険もある」綿貫建設相「そんなことを言うなら、こちらも環境行政に口をはさんでもいいんだぞ」（一九九〇年十二月二十八日付朝日）環境庁も建設省に大いに口をはさんでもらうた方がいいか。河川局長は長良川河口堰建設に「ソレ、慎重に事を運んでいい」（NHKテレビ）と言うが、建設省は国道二一〇号線の拡張工事で、日光東照宮の太郎杉を、伐採する計画を立て、東照宮に訴訟を起され敗訴しているではないか。誰れが考えても非常識な子供の称名計画を立て、建設省は何が慎重に事を運ぶ官庁か。東照宮だから訴訟費用もあり、また買収もされながら、長良川河口堰の建設では、「西沢信義・長島町議は「二二五年間で町の一般会計二年分に当たる六十億円が、水資源開発公団から町に支払われている。この金がかんたの口をぬぐわせている」と話し、これが地元の反対運動が盛り上がりないひとつの理由だと説明した。」（一九九〇年十二月二十五日付朝日）。関東地方の水不足も利水の専門家によると、水の配分さえ良くすれば水不足は解消すると言う。ダム建設を推進するため、水資源開発公団が故意に水不足を演出している。そのため水の基礎資料は部外秘と稱して提出しない。津市で開かれた三重県職員労働組合主催の学習会で、西野康雄参議院議員（社会）は「環境汚染など一切ないと言われた利根川河口堰でも水質悪化がひどく、漁業が成り立たなくなっている」「情報公開せず、反対運動をつぶしに来るだけ」と建設省、水資源公団の説明や姿勢を批判。（一九九〇年十二月二十八日付朝日）。水資源開発公団は水の基礎資料

を公開すれば、この称に水の配分を行えばダム建設は不要と言われるのを恐れるのである。仕事が無くなれば公団不要論も出かねない。

国鉄と東芝の共同謀議による列車転覆事件とされた松川事件で、検察が押収した諏訪メモを最高裁が提出を命じて取調べ、逆転重罪の契機となつたように水資源開発公団が資料を提出しないのは不可解だ。このように見ると、一九七六年九月十二日に岐阜県守八郡守八町で、長

良川の堤防が決壊して洪水となつたのは、流域住民が河口堰建設に同意しないのに業をなやした建設側が堤防の弱所を放置しておいたか、故意に決壊して建設同意への道を開いたのでないのか。事実二年後に岐阜県知事が着工に同意している。「一九七六年九月の守八町を中心とする長良川大洪水のあと、国側は鬼の首でもとつたように」だから完璧な治水工事が必要だ」というのですが、あの洪水の直接原因は、護岸工事の不備によるというところが明らかになつていゝのです。「一九七七年 淡水魚 第三号 11頁」。

戦前、中国に駐留していた日本軍は、年金の下附される金鷄勲章をほしがつて、しかしこの勲章は實戦で勲功を立てないと与えられないので、一九三七年七月七日自衛隊に参戦して戦線をしなげ、おろそか、相手が先に参戦してきたと偽つて、いわゆる嘘溝橋事件を引き起し、これが日本と中国の全面戦争の発端となつた。また戦後は大分県の菅生事件のようにマークした共産党員を逮捕する口実をつくるため、現職警察官が交番をゲインスマイトで爆破して共産党員がやつたと逮捕した。この様に目的の遂行のためには、手段を選ばないやり方を見ていると、長良川洪水は建設側が起したと想像するに難くない。長良川洪水があつてから、岐阜県も洪水に關係のない河口堰の建設に同意したから、その時点で成功をおさめたと言えよう。だから建設にもたもたして時間をとつていゝと、何が露見するか判らぬいかり建設を急ぐのでないか。新石垣空港のように用地が二転、三転している間に土地転がしが露見して振り出しに度々のを懸念しているのではないか。

“大塚建設相は八日午前の閣議後の記者会見で、長良川河口堰建設問題で、三重県桑名郡長島町の地元で市民グループが行つたアンケート調査について語つた。「疑問・反対」の回答が全体の六二%を占めた結果については、「新聞報道でしかみていないが、状況を調べて今後の参考にしたい。しかし、工事は現在粛々と進めており、既定方針に変わりはない。」

ない」と語った。(一九九一年一月九日付朝日)。長良川河口堰は流域住民の生命財産を守ると言う大義明命をかかげて工事を進めているのだから何も肅々とやらなくても正々堂々とやったらよいのであるのか、何か後ろめたいところがあるのか。

北川前環境庁長官が長良川河口堰視察の際、岐阜県海津町では河口堰建設推進運動に町民二十人を動員したと言うが、水資源公団から日当が出ていたのであるのか。その金は河口堰の請負業者が工事業に上乗せして出していたのであるのか。岐阜県民も戦前は大本營発表に騙され、戦後は町へ土地を賣れば税金が掛らぬのと騙され、河口堰を造らぬのと洪水が起ると騙され、建設省の古手役人を知事に選んではお目出度いことだ。

松江市の実道湖漁協の組合員は、補償金をまず返して淡水化に反対しようとして、シジミ組合員に呼びかけた。一人当り七十万円、補償金は当然、ほとんどが使ってしまった。しかし、利子ともて百万円ぐらゐると試算して組合員二百五十人から二億五千万円を集め、八四年十月、農水省まで返しに行く。「これでみんな、私らが本気だと分かつてくれた。運動に弾みがついたので」。(一九九〇年七月二十日付朝日)。そして三重県は不要の水を生ずる河口堰の建設費の負担分八百億円の支拂拒否の訴訟を起すべきだ。法律はいくらでも変えられるし、新しく作ることも出来る。米軍のトラックを通すために道路交通法を変えたり、新幹線が南通と東京・大阪間の距離が短くなつても新たに法律を作つて旧国鉄の長い距離の計算で運賃を徴収しているではないか。